

市民活動団体及び市担当課へのヒアリング調査

■ヒアリング調査の実施概要

・制度見直しの参考とすることを目的に、近年、本制度を活用して成案化した事業、又は成案化しなかった事業の応募団体(9 団体)及び当該事業の市の担当課(7 課)を対象に、2018 年 11 月～12 月にヒアリングを実施した。

■ヒアリング対象団体及び市担当課

年度	市民公益活動団体	市担当課
H26	かしわ子育てまちづくりネットワーク・こっこと	子育て支援課
	柏市地域協働を考える会	地域支援課
H27	柏市消費生活かたくりの会連絡協議会	消費生活センター
H28	認定 NPO 法人東葛市民後見人の会	地域包括支援課
H29	Balloon	農政課
	柏の葉サイエンスエデュケーションラボ	
	柏観光プロダクション	地域包括支援課
	柏の葉ポールウォーキングクラブ	
かしわ協働まちづくりネットワーク研究会	協働推進課	

■ヒアリング項目

<成案化した団体>

- ① 協働事業を提案した動機・目的は?
- ② 協働事業の内容は?(提案段階、調整後、及び実際に実施した事業内容)
- ③ 事後評価は?(事業目的の達成度、団体にとっての事業メリット、残された課題等)
- ④ 協働事業終了後の当該事業の継続的取組みの状況は?
- ⑤ 協働事業提案制度の評価と改善要望(制度面、運用面、その他)

<成案化しなかった団体>

- ① 協働事業を提案した動機・目的は?
- ② 成案化しなかった原因をどう分析しているか?
- ③ 成案化しなかった事業の代替事業の実施予定は?(本制度への再応募含む)
- ④ 協働事業提案制度の評価と改善要望(制度面、運用面、その他)

ヒアリング調査から見てきた課題

1. 市側のニーズと団体側のシーズのギャップ

- ・市民団体は行政ニーズを知らないため、協働事業を提案してもミスマッチを生み出しやすい。協働事業の応募段階で「市の課題」がどこにあり「所管課」はどこなのか、行政は能動的にニーズを出して欲しい。
- ・担当課としては、協働推進課に指名されて「実施ありき」で提案されても対応が難しい。
- ・団体側が地域が抱える課題全般に対して広い視野を持つことも大切で、ピンポイントでマッチングを提案されると難しい。

2. 調整会議が不十分(短い)

- ・提案テーマや担当課との擦り合わせ状況に応じて、調整会議の時間がフレキシブルであっても良い。
- ・調整協議が不十分な場合、成案化しても一年限りで終わってしまい、その後継続していない。
- ・調整協議の中で、団体の実力(経験、人員体制など)をしっかりと見定めて、本来あるべき役割分担を決めるべきと感じる。
- ・市民活動サポートコーナーの役割として、市と団体の潤滑油となるべきだと感じる。

3. 本来の「協働」ではないケースが多い

- ・「協働」の本来の姿は、市と団体がプロジェクトチームを作るイメージであり、当初の役割分担にとられ過ぎず、互いに補う姿勢が必要
- ・設立間もない団体にとっては、本制度はステップアップにつながっていくが、既にある程度ノウハウを持っている団体にとっては、市からの委託事業と何ら変わらない。

4. 「協働」に対する市全体としての位置づけが必要

- ・市民との「協働」は職員一人では難しく、市や課が組織として理解しているかどうかにかかると感じる。
- ・協働推進課の役割として、担当課と団体との「協働」に関して強制力を持たせる必要がある。
- ・提案段階と実施段階で市の担当職員が変更となり、共有してきた課題認識や協働イメージに温度差を感じるケースがある。

5. 協議終了後のアフターフォロー

- ・事業が根付くまで3年ぐらいの継続的な支援が望ましい。
- ・協働推進課は、事業が成立、不成立が決定したら手を引くのではなく、「話し合い」の場が継続するよう、担当課に働きかけることも必要。
- ・成案化後の2年目3年目について、協働推進課が関与して、継続的なフォローアップを行う仕組みが必要である。

6. その他

- ・提案事業に係る経費について、対象経費や上限額などが明確に示して欲しい。
- ・協働事業提案制度に幾つかのコースがあれば良い。例えば「育成コース」「プロジェクトコース」「市の補助金利用コース」「市の後援コース」「協働事業コース」など

協働事業提案制度見直しの方向性(案)

① 団体提案のベースとなる行政課題・協働ニーズの見える化

- ◇ 提案募集にあたっては、市の施策や事業一覧と合わせて、抱える課題やニーズをわかりやすく示す。

② 協働の芽を掘り起こし、育てるコーディネート機能の強化

- ◇ 市のニーズや市民団体等シーズの掘り起こしや課題に対する一番有効な協働体制の構築し、協議調整時のファシリテートや事業実施後のアフターフォローをより充実させる。

③ 様々な主体と連携し、課題解決に向けたあるべき協働チームの構築

- ◇ 市民団体と市だけの協働ではなく、大学や企業など様々な主体が立場を超えて連携した協働を目指す。
- ◇ また「事業実施」に限らず、事業協力や後援など幅広い協働のあり方を考え、早期の課題解決に向けて、あるべき体制を構築する。

④ 協働モデルを創り出すプロセスとしての協議・調整の充実

- ◇ 市民団体と市の協議調整の期間・回数を限定せずに、案件に応じた柔軟な協議期間を設定し、通年募集についても検討を行う。

⑤ 協働のまちづくりを担う市民と市職員の意識啓発

- ◇ 施行から10年以上が経過する「市民との協働に係る指針」の見直しを行い、市職員の協働意識の啓発に改めて取り組む。

多様な市民との多彩な協働を生む柔軟な制度運用